

改正案	現行
<p>（登録検査等事業者に係る登録の有効期間）</p> <p>第一条 電波法（以下「法」という。）第二十四条の二の二第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p> <p>（登録証明機関に係る登録の有効期間）</p> <p>第一条の二 法第三十八条の四第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>	<p>【新設】</p> <p>（登録証明機関に係る登録の有効期間）</p> <p>第一条 電波法（以下「法」という。）第三十八条の四第一項の政令で定める期間は、五年とする。</p>